

秋田市地域密着型サービスに係る外部評価の実施回数  
緩和の同意に関する事務取扱要綱

平成22年6月11日  
市長 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号。以下「基準条例」という。）第118条第8項の規定による指定認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）に係る外部の者による評価（以下「外部評価」という。）の実施について、「秋田県地域密着型サービス外部評価実施基準」（以下「実施基準」という。）の規定により外部評価の実施回数を2年に1回とすること（以下「実施回数緩和」という。）についての同意の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施回数緩和の要件)

第2条 外部評価の実施回数緩和についての同意の要件は、次のとおりとする。

- (1) 外部評価の実施回数緩和についての同意を得ようとする年度の前5年度間において、継続して外部評価を実施していること。この場合において、実施基準第3条第2項の規定により外部評価の実施回数緩和をしている事業所における外部評価の実施を省略した年度については、外部評価を実施したとみなすものとする。

(2) 外部評価の実施回数緩和について同意を得ようとする年度の前年度において、運営推進会議（基準条例第60条の17第1項（基準条例第129条において準用する。）に規定する運営推進会議をいう。以下同じ。）が6回以上開催されていること。

(3) 運営推進会議には、本市の職員又は介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

(4) 「自己評価及び外部評価結果」（実施基準様式1）の外部評価項目(2)、(3)、(4)および(6)に係る実践状況に対する外部評価が適切であること。

（実施回数緩和の協議）

第3条 事業者は、前条各号に定める要件をすべて満たす事業所について、外部評価の実施回数緩和についての同意を得ようとする場合は、市長が指定する期日までに、地域密着型サービス外部評価の実施回数緩和に係る協議書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（実施回数緩和の同意の決定）

第4条 市長は、前条の規定による協議があったときは、当該協議の内容その他必要な事項を審査し、外部評価の実施回数緩和についての同意の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により同意することが適当であると決定したときは、地域密着型サービス外部評価の実施回数緩和に係る同意書（様式第2号）を事業者に交付するものとする。

（同意の取消し）

第5条 市長は、外部評価の実施回数緩和の同意を得た事業

者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該同意を取り消すものとする。

(1) 第2条各号に定める要件のいずれかを満たさない事実が確認されたとき。

(2) 不正の手段により実施回数緩和についての同意を得たとき。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉保健部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。